

つくりませんか マイナンバーカード



とっても便利
しかも 無料！

こんなに便利 みんなの一枚、マイナンバーカード。

①公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、官民間問わず利用可能。

(口座開設、郵便局での郵便物受取など)

運転免許証を返納しても、身分証明はこれでOK!

②マイナンバーの提示が1枚で

年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚でOK!

③行政手続きや民間サービスの電子申請に

子育てサービスの検索や申請、確定申告などがインターネットからできるように。

民間サービスでも証券口座の開設や住宅ローンの締結で利用され始めています。

マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫!

× 大事な個人情報が入っていません。マイナンバーカード(ICチップ)には、税や年金などの個人情報が入っていません。

× 「なりすまし」はできません。マイナンバーカードは顔写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。



申請は簡単！



郵便で



パソコンで
役場で



スマホで



証明用写真機で

申請は、下記の方法で。

1 郵

送

通知カードと一緒に送りした個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印をして、顔写真を貼り、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函。

2 パ ソ コ ン

デジタルカメラで撮影した顔写真をパソコンに保存して、申請用WEBサイトで必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

3 ス マ ホ

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影して、通知カードと一緒に送りした個人番号カード交付申請書のQRコードを読み込んで申請用WEBサイトで必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

4 証明用写真機

まちなかの証明用写真機で撮影用のお金を入れて、通知カードと一緒に送りした個人番号カード交付申請書のQRコードを読み込ませてから、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信。(注) 機器の対応をご確認ください。

5 役 場

住民課窓口を設置してあるマイナポータル用端末の内蔵カメラで写真撮影を行い、そのままオンラインで申請。だから、「パソコン、スマホ、デジカメの使い方が分からない。持っていない…」そんな方も安心。もちろん無料です。

※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方や、氏名に変更があった方は、通知カードと一緒に送りした個人番号カード交付申請書(QRコードを含む)は使用できません。マイナンバーカード総合サイトで手書き用の申請書様式を取得するか、または住民課窓口で新しい個人番号カード交付申請書をお受け取りください。

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178(無料)

平日 午前9時30分～午後8時 / 土日・祝日 午前9時30分～午後5時30分(12月29日～1月3日を除く)

※マイナンバーカード利用の停止は無休

公式サイト [マイナンバーカード総合サイト](#) [検索](#)